

令和8年 No.35

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室において採用する教員の任期についてプロジェクト期間を考慮すること、先端教育人材育成推進機構教育先端技術実装化研究推進室に雇用される教員に係る規定を追加すること及び別表における今後の雇用の可能性がない教育研究組織を削除することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年3月11日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年3月12日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規程第5号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：先端教育人材育成推進機構上廣道徳・倫理教育研究開発推進室において採用する教員の任期についてプロジェクト期間を考慮すること，先端教育人材育成推進機構教育先端技術実装化研究推進室に雇用される教員に係る規定を追加すること及び別表における今後の雇用の可能性がない教育研究組織を削除することに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正					現 行																																									
〔省略〕 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員のうち別表に定める教員 (2)・(3) 〔省略〕 〔省略〕 別表（第2条関係） <table><tr><th>教育研究組織の名称等</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠</th></tr><tr><td rowspan="2">障がい学生支援室</td><td rowspan="2">教授，准教授，講師，助教</td><td rowspan="2">2年</td><td rowspan="2">1回に限り再任可</td><td>法第4条第1項第3号</td></tr><tr><td>〔省略〕</td></tr><tr><td>大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻</td><td>教授，准教授，講師（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）</td><td>2年</td><td>再任可</td><td>法第4条第1項第1号</td></tr></table>					教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	障がい学生支援室	教授，准教授，講師，助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号	〔省略〕	大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻	教授，准教授，講師（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）	2年	再任可	法第4条第1項第1号	〔省略〕 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員のうち別表に定める教員 (2)・(3) 〔省略〕 〔省略〕 別表（第2条関係） <table><tr><th>教育研究組織の名称等</th><th>対象となる職</th><th>任期</th><th>再任に関する事項</th><th>根拠</th></tr><tr><td><u>教育インキュベーション推進機構（OECD日本共同プロジェクト）</u></td><td><u>教授，准教授，講師，助教</u></td><td><u>1年</u></td><td><u>3回に限り再任可</u></td><td><u>法第4条第1項第3号</u></td></tr><tr><td rowspan="2">障がい学生支援室</td><td rowspan="2">教授，准教授，講師，助教</td><td rowspan="2">2年</td><td rowspan="2">1回に限り再任可</td><td>法第4条第1項第3号</td></tr><tr><td>〔省略〕</td></tr><tr><td>大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻</td><td>教授，准教授，講師（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）</td><td>2年</td><td>再任可</td><td>法第4条第1項第1号</td></tr></table>					教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	<u>教育インキュベーション推進機構（OECD日本共同プロジェクト）</u>	<u>教授，准教授，講師，助教</u>	<u>1年</u>	<u>3回に限り再任可</u>	<u>法第4条第1項第3号</u>	障がい学生支援室	教授，准教授，講師，助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号	〔省略〕	大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻	教授，准教授，講師（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）	2年	再任可	法第4条第1項第1号
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																																										
障がい学生支援室	教授，准教授，講師，助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号																																										
				〔省略〕																																										
大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻	教授，准教授，講師（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）	2年	再任可	法第4条第1項第1号																																										
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠																																										
<u>教育インキュベーション推進機構（OECD日本共同プロジェクト）</u>	<u>教授，准教授，講師，助教</u>	<u>1年</u>	<u>3回に限り再任可</u>	<u>法第4条第1項第3号</u>																																										
障がい学生支援室	教授，准教授，講師，助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号																																										
				〔省略〕																																										
大学院教育学研究科教育支援協働開発専攻	教授，准教授，講師（国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。）	2年	再任可	法第4条第1項第1号																																										

先端教育人材育成推進機構上廣道德・倫理教育研究開発推進室	教授, 准教授, 講師, 助教	3年	再任可	法第4条第1項第3号	先端教育人材育成推進機構（高等学校における授業及び教師教育モデルの開発・普及プロジェクト）	助教（学長が、役員会の議を経て、任期付教員として定めた者に限る。）	3年	再任不可	法第4条第1項第3号
〔省略〕					〔省略〕				
先端教育人材育成推進機構データ駆動型教育・政策推進室	准教授, 講師, 助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号	先端教育人材育成推進機構データ駆動型教育・政策推進室	准教授, 講師, 助教	2年	1回に限り再任可	法第4条第1項第3号
先端教育人材育成推進機構教育先端技術実装化研究推進室	教授, 准教授, 講師（ <u>国立大学法人東京学芸大学クロスアポイントメント制度に関する規則第2条第3号イにより雇用する者に限る。</u> ）	2年	再任可	法第4条第1項第1号					
〔省略〕					〔省略〕				
附 則									
1 令和8年4月1日から施行する。									
2 この規程の施行後、先端教育人材育成推進機構上廣道德・倫理教育研究開発推進室において雇用される者のうち、令和8年4月2日以降に採用される者の任期は、別表の任期欄の規定にかかわらず、令和8年4月1日を始期とする3年間ごとの期間の末日までとする。									
3 先端教育人材育成推進機構上廣道德・倫理教育研究開発推進室において再任された場合の任期については、当初の採用日から10年を超えないものとする。									
4 先端教育人材育成推進機構教育先端技術実装化研究推進室教員について、採用等の事由が年度の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始される場合の任期は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。									